

平成21年度災害救助担当者全国会議 (別冊資料)

目 次

1	災害救助法の概要	P 1
	1) 概要	
	2) 災害救助適用基準	
	3) 災害救助法による応急救助の実施概念図	
2	平成21年度災害救助基準	P 4
3	災害救助基金について	P 7
	1) 概要	
	2) 平成20年度災害救助基金積立状況	
4	災害対策基本法の概要	P 9
5	地方厚生局について	P 10
6	災害弔慰金・災害障害見舞金及び災害援護資金の概要	P 11
	1) 概要	
	2) 援護資金フロー図	
7	災害救助費等予算(平成10年度以降)	P 14
8	災害救助法適用回数及び市町村数(平成11年度以降)	P 15
9	災害救助法適用状況(平成10年度以降)	P 16
10	平成20年度災害救助法等実施状況	P 19

厚生労働省社会・援護局総務課
災害救助・救援対策室



1. 災害救助法の概要

○「災害救助法」(昭和22年10月18日法律第 118号)

1 目的

災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、災害にかかった者の保護と社会の秩序の保全を図ること。

2 実施体制

災害救助法による救助は、都道府県知事が行い(法定受託事務)、市町村長がこれを補助する。

なお、必要な場合は、救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。

3 適用基準

災害救助法による救助は、災害により市町村の人口に応じた一定数以上の住家の滅失がある場合等(例 人口5,000人未満 住家全壊30世帯以上)に行う。

4 救助の種類、程度、方法及び期間

(1)救助の種類

- | | |
|-----------------|-----------------------|
| ① 避難所、応急仮設住宅の設置 | ⑥ 住宅の応急修理 |
| ② 食品、飲料水の給与 | ⑦ 学用品の給与 |
| ③ 被服、寝具等の給与 | ⑧ 埋 葬 |
| ④ 医療、助産 | ⑨ 死体の捜索及び処理 |
| ⑤ 被災者の救出 | ⑩ 住居又はその周辺の土石等の障害物の除去 |

(2)救助の程度、方法及び期間

厚生労働大臣が定める基準に従って、都道府県知事が定めるところにより現物で行なう。

5 強制権の発動

災害に際し、迅速な救助の実施を図るため、必要な物資の収容、施設の管理、医療、土木工事等の関係者に対する従事命令等の強制権が確保されている。

6 経費の支弁及び国庫負担

(1)都道府県の支弁：救助に要する費用は、都道府県が支弁

(2)国 庫 負 担：(1)により費用が100万円以上となる場合、その額の都道府県の普通税収入見込額の割合に応じ、次により負担

- | | | |
|---------------------------------|-------|--------|
| ア 普通税収入見込額の 2/100以下の部分 | _____ | 50/100 |
| イ 普通税収入見込額の 2/100をこえ 4/100以下の部分 | — | 80/100 |
| ウ 普通税収入見込額の 4/100をこえる部分 | _____ | 90/100 |

7 災害救助基金について

(1)積立義務(災害救助法第37条)

過去3年間における都道府県普通税収入額決算額の平均年額の5/1000相当額(最少額500万円)を積み立てる義務が課せられている。

(2)運 用

災害救助法による救助に要する給与品の事前購入により備蓄物資とすることができる。

災害救助法適用基準（同法施行令）

1 住家等への被害が生じた場合

(1) 区域内の人口に応じた次の世帯数以上であること（令第1条第1項第1号、令別表第1）

市 町 村 の 人 口		住家滅失世帯数
5,000人以上	5,000人未満	300世帯
15,000人以上	15,000人未満	400世帯
30,000人以上	30,000人未満	500世帯
50,000人以上	50,000人未満	600世帯
100,000人以上	100,000人未満	800世帯
300,000人以上	300,000人未満	1000世帯
		1500世帯

(2) 当該市町村を包括する都道府県の被害世帯数が、その人口に応じ①に示す数以上であって、当該市町村の被害世帯数が、その人口に応じ②に示す数以上であること（令第1条第1項第2号、令別表第2・第3）

① 都 道 府 県 の 人 口		住家滅失世帯数
1,000,000人以上	1,000,000人未満	1,000世帯
2,000,000人以上	2,000,000人未満	1,500世帯
3,000,000人以上	3,000,000人未満	2,000世帯
		2,500世帯

② 市 町 村 の 人 口		住家滅失世帯数
5,000人以上	5,000人未満	150世帯
15,000人以上	15,000人未満	200世帯
30,000人以上	30,000人未満	250世帯
50,000人以上	50,000人未満	300世帯
100,000人以上	100,000人未満	400世帯
300,000人以上	300,000人未満	500世帯
		750世帯

(3) 当該市町村を包括する都道府県の被害世帯数が、その人口に応じ次に示す数以上であって、当該市町村の被害世帯数が多数であること（令第1条第1項第3号前段、令別表第4）

都 道 府 県 の 人 口		住家滅失世帯数
1,000,000人以上	1,000,000人未満	5,000世帯
2,000,000人以上	2,000,000人未満	7,000世帯
3,000,000人以上	3,000,000人未満	9,000世帯
		12,000世帯

- ※1 半壊又は半焼した世帯は、2世帯をもって滅失した一の世帯とする
- ※2 床上浸水した世帯は、3世帯をもって滅失した一の世帯とする

(4) 災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする厚生労働省令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものであること（令第1条第1項第3号後段）

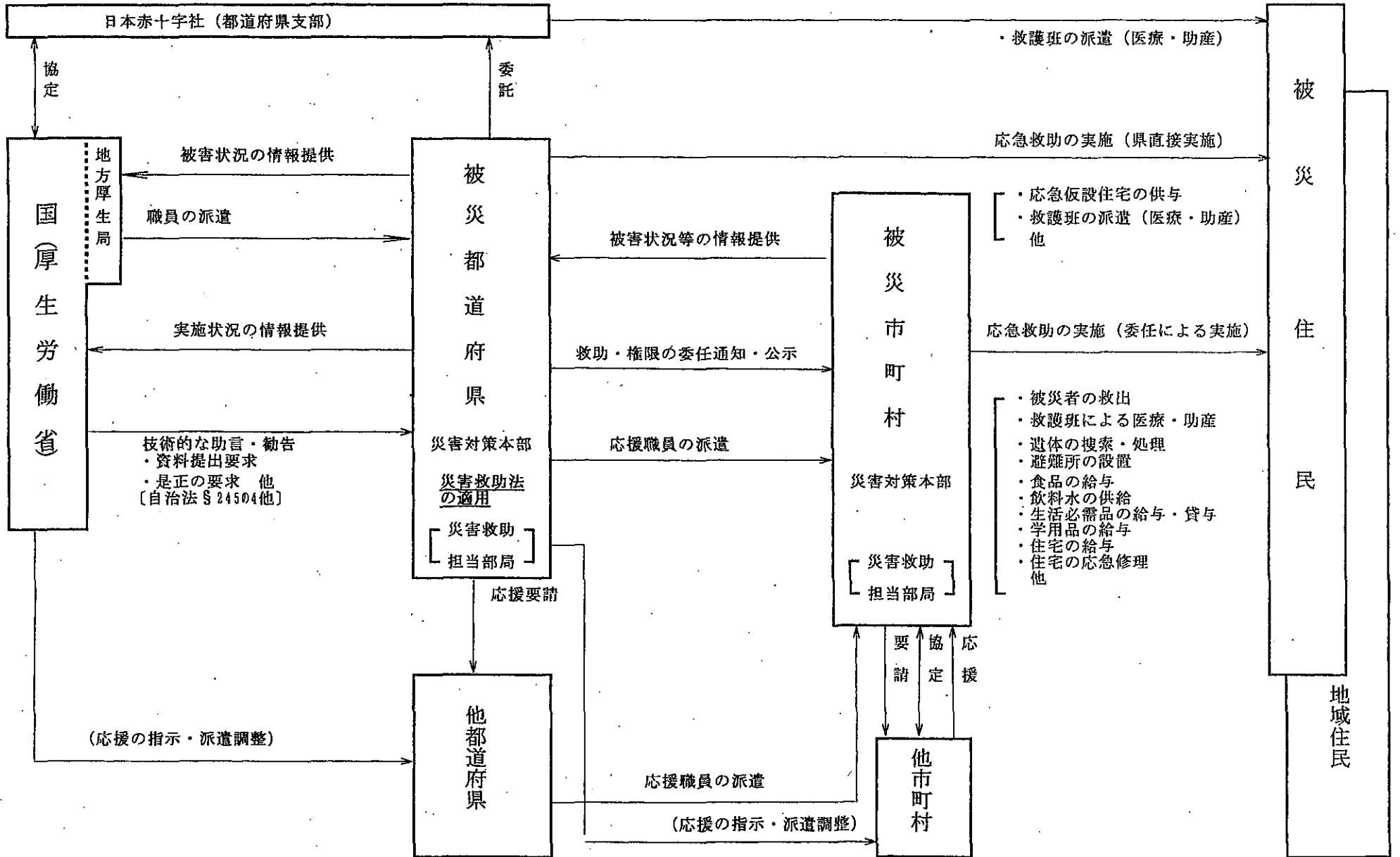
- ・ 災害にかかった者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。（基準省令第1条）

2 生命・身体への危害が生じた場合

多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、厚生労働省令で定める基準に該当するとき（令第1条第1項第4号）

- ・ 災害が発生し又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。（基準省令第2条第1号）
- ・ 災害にかかった者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。（基準省令第2条第2号）

災害救助法による応急救助の実施概念図



2. 平成21年度災害救助基準

平成21年4月1日現在

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考							
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 300円以内 (加算額) 冬季 別に定める額を加算 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から 7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上							
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1 規格 1戸当たり平均 29.7㎡(9坪)を基準とする。 2 限度額 1戸当たり 2,404,000円以内 3 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(規模、費用は別に定めるところによる)	災害発生の日から 20日以内着工	1 平均1戸当たり29.7㎡、 2,404,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要援護者等を、数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間 最高2年以内 4 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。							
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 全半壊(焼)、流失、床上浸水で炊事できない者	1人1日当たり 1,010円以内	災害発生の日から 7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)							
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 7日以内	1 輸送費、人件費は別途計上							
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月) 冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から 10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること							
		区 分			1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増すごとに加算	
		全 壊 全 流			夏	17,500	22,600	33,300	39,900	50,500	7,400
					冬	29,000	37,500	52,300	61,300	77,000	10,500
		半 壊 床上浸水			夏	5,700	7,700	11,600	14,000	17,700	2,400
冬	9,200		12,200	17,100	20,300	25,800	3,300				

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
医 療	医療の途を失った者 (応急的処置)	1 救護班…使用した薬剤、 治療材料、医療器具破損等 の実費 2 病院又は診療所…国民健 康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から 14日以内	患者等の移送費は、別途計 上
助 産	災害発生の日以前又は 以後7日以内に分べんし た者であって災害のため 助産の途を失った者(出 産のみならず、死産及び 流産を含み現に助産を要 する状態にある者)	1 救護班等による場合は、 使用した衛生材料等の実費 2 助産婦による場合は、償 行料金の100分の80以内の 額	分べんした日から 7日以内	妊婦等の移送費は、別途計 上
災害にかかった 者の救出	1 現に生命、身体が危 険な状態にある者 2 生死不明な状態にあ る者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 3日以内	1 期間内に生死が明らか にならない場合は、以後「死 体の捜索」として取り扱 う。 2 輸送費、人件費は、別途 計上
災害にかかった 住宅の応急修理	1 住家が半壊(焼) し、自らの資力により応 急修理をすることができ ない者 2 大規模な補修を行わ なければ居住することが 困難である程度に住家が 半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日 常生活に必要な最小限度の部分 1世帯当り 520,000円以内	災害発生の日から 1ヵ月以内	
学用品の給与	住家の全壊(焼)流失 半壊(焼)又は床上浸水 により学用品を喪失又は 毀損し、就学上支障のあ る小学校児童、中学校生 徒及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の 教材で教育委員会に届出又 はその承認を受けて使用し ている教材、又は正規の授 業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、 1人当たり次の金額以内 小学生児童 4,100円 中学生生徒 4,400円 高等学校等生徒 4,800円	災害発生の日から (教科書) 1ヵ月以内 (文房具及び通学用 品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の 実情に応じて支給する。
埋 葬	災害の際死亡した者を 対象にして実際に埋葬を 実施する者に支給	1体当たり 大人(12歳以上) 199,000円以内 小人(12歳未満) 159,200円以内	災害発生の日から 10日以内	災害発生の日以前に死亡し た者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、 かつ、四囲の事情により すでに死亡していると推 定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 10日以内	1 輸送費、人件費は、別途 計上 2 災害発生後3日を経過し たものは一応死亡した者と 推定している。

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	(洗浄、消毒等) 1体当り3,300円以内 一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当り 5,000円以内 検案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1世帯当り 137,500円以内	災害発生の日から 10日以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
	範 囲	費用の限度額	期 間	備 考
実 費 弁 償	災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第24条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

3. 災害救助基金について

(1) 災害救助基金の積立額について

① 最少額

都道府県は、災害救助法による救助に要する費用等の支弁の財源に充てるため、災害救助基金を積み立てておかねばならず（災害救助法第37条）、各年度における最少額は以下による（同法第38条第1項）。

$$\boxed{\text{最少額}} = \text{前年度の前3年間の普通税収入額（決算額）の平均年額} \times 5/1000$$

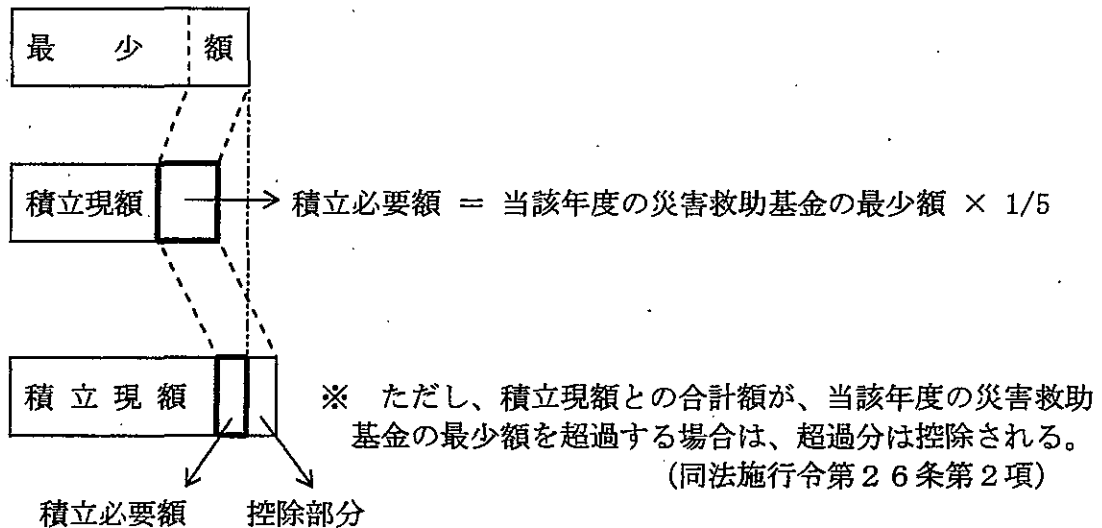
(例)

$$14\text{年度最少額} = 10\sim 12\text{年度の普通税収入額の決算額の平均年額} \times 5/1000$$

※ ただし、算定額が500万円に満たない場合は、当該年度の災害救助基金の最少額は500万円（同法第38条第2項）

② 積立現額が最少額に達していない場合

当該年度の災害救助基金の最少額の5分の1の額を積み立てなければならない。
(同法施行令第26条第1項)



(2) 積立状況の情報提供について

各年度における災害救助基金の積立状況について、毎年6月15日までに、災害救助基金報告書により厚生労働大臣に情報提供する。

(S40.5.11社施第99号 厚生省社会局長通知 第9の3)

※ なお、積立現額が最少額に達していない都道府県においては、その理由と今後の対応等についても併せて報告をお願いする。

平成20年度災害救助基金積立状況

(平成20年4月1日現在)

	現在高(円) ①	※最少額(円) ②	※積立率 (%)	運用方法(円)			(参考)19年度 現在高(円) ③	※対前年 度比(%)
				法41条1号	法41条2号	法41条3号		
1 北海道	2,382,763,248	2,141,801,042	111.3	2,382,763,248			2,360,323,965	101.0
2 青森県	441,604,897	443,344,313	99.6	424,757,747		16,847,150	448,106,225	98.5
3 岩手県	504,236,738	445,197,705	113.3	504,236,738			500,776,738	100.7
4 宮城県	2,111,665,423	1,037,515,166	203.5	2,098,005,281		13,660,142	2,101,845,952	100.5
5 秋田県	412,881,685	354,903,463	116.3	269,489,714		143,391,971	416,411,242	99.2
6 山形県	441,795,406	415,555,392	106.3	421,257,053		20,538,353	439,958,971	100.4
7 福島県	940,370,843	835,351,456	112.6	940,370,843			940,370,843	100.0
8 茨城県	1,531,935,667	1,453,507,089	105.4	1,496,310,685		35,624,982	1,534,155,292	99.9
9 栃木県	899,939,115	1,020,851,561	88.2	827,642,951		72,296,164	898,642,507	100.1
10 群馬県	1,392,289,069	930,421,928	149.6	1,341,442,220		50,846,849	1,390,054,305	100.2
11 埼玉県	3,180,281,474	2,815,929,396	112.9	3,180,281,474			3,159,220,423	100.7
12 千葉県	2,430,259,193	3,044,708,358	79.8	2,430,259,193			2,421,725,459	100.4
13 東京都	11,432,583,408	12,422,378,872	92.0	6,476,044,583		4,956,538,825	10,666,901,515	107.2
14 神奈川県	5,433,114,289	4,667,701,447	116.4	5,222,211,489		210,902,800	5,399,057,554	100.6
15 新潟県	969,677,884	1,019,345,062	95.1	915,912,456		53,765,428	953,265,332	101.7
16 富山県	619,557,383	539,143,325	114.9	531,308,912		88,248,471	622,821,981	99.5
17 石川県	658,140,435	553,958,320	118.8	637,560,561		20,579,874	658,234,351	100.0
18 福井県	407,524,987	409,985,471	99.4	407,524,987			404,513,965	100.7
19 山梨県	503,853,468	420,941,888	119.7	503,853,468			500,859,359	100.6
20 長野県	1,054,464,839	912,020,909	115.6	961,887,401		92,577,438	1,057,310,709	99.7
21 岐阜県	1,069,548,559	909,522,787	117.6	1,069,548,559			1,061,433,618	100.8
22 静岡県	4,262,271,509	2,010,778,532	212.0	4,262,271,509			4,229,409,994	100.8
23 愛知県	5,401,132,474	5,072,820,326	106.5	760,697,420	4,402,892,282	237,542,772	5,367,247,431	100.6
24 三重県	923,428,956	953,057,955	96.9	905,144,317		18,284,639	915,262,644	100.9
25 滋賀県	629,251,506	636,086,016	98.9	539,613,180		89,638,016	637,103,687	98.8
26 京都府	1,576,990,022	1,216,764,386	129.6	1,568,566,154		8,423,868	1,568,127,063	100.6
27 大阪府	4,996,383,016	5,667,574,860	88.2	3,338,218,033		1,658,164,983	4,987,997,267	100.2
28 兵庫県	2,534,099,037	2,529,477,195	100.2	212,820,507	2,133,000,000	188,278,530	2,321,850,348	109.1
29 奈良県	211,652,183	476,122,023	44.5	57,436,143		154,216,040	171,013,155	123.8
30 和歌山県	485,395,045	386,996,518	125.4	445,327,780		40,067,265	484,523,753	100.2
31 鳥取県	240,399,967	203,468,645	118.2	231,962,117	93,500	8,344,350	239,423,013	100.4
32 島根県	313,003,607	252,268,915	124.1	308,275,907		4,727,700	309,934,813	101.0
33 岡山県	947,750,698	922,331,501	102.8	947,725,698	25,000		938,534,126	101.0
34 広島県	1,278,103,144	1,346,798,171	94.9	1,144,658,473		133,444,671	1,275,564,847	100.2
35 山口県	709,364,783	709,363,974	100.0	678,059,195	0	31,305,588	639,571,646	110.9
36 徳島県	352,885,273	337,714,592	104.5	323,834,983		29,050,290	352,127,896	100.2
37 香川県	502,833,209	483,038,535	104.1	484,835,175		17,998,034	504,170,542	99.7
38 愛媛県	550,662,834	562,074,113	98.0	550,662,834			549,170,463	100.3
39 高知県	285,330,369	239,525,925	119.1	232,215,342		53,115,027	284,030,958	100.5
40 福岡県	2,116,937,510	2,258,824,129	93.7	2,082,230,381		34,707,129	2,056,132,510	103.0
41 佐賀県	360,546,313	310,639,577	116.1	317,588,675		42,957,638	358,402,791	100.6
42 長崎県	468,049,281	421,758,120	111.0	438,884,911		29,164,370	470,111,258	99.6
43 熊本県	613,965,091	616,053,514	99.7	597,293,912		16,671,179	630,338,937	97.4
44 大分県	470,603,416	463,049,256	101.6	463,231,709		7,371,707	467,616,378	100.6
45 宮崎県	353,226,315	350,932,264	100.7	309,029,578		44,196,737	338,025,182	104.5
46 鹿児島県	559,350,837	543,144,608	103.0	340,175,837	219,175,000		556,547,837	100.5
47 沖縄県	387,575,625	396,461,547	97.8	387,575,625			387,269,524	100.1
計	70,349,680,030	66,161,210,147	106.3	54,971,004,958	6,755,185,782	8,623,488,980	68,975,498,369	102.0

※最少額＝当該年度の前年度の前3年間における普通税収入額の決算額の平均年額の1000分の5に相当する額

※積立率＝①÷②(%)

※対前年度比＝①÷③(%)

4. 災害対策基本法の概要

【総則】・・・防災に関する責任の明確化

災害の定義	・・・	自然災害	(地震、豪雨等異常な自然現象による被害)
		事故災害	(大規模な火事・爆発又は放射性物質の大量放出、多数の者の遭難を伴う船舶の沈没等の大規模な事故による被害)
国、都道府県、市町村、指定公共機関、住民の責務・・・防災計画の実施、相互協力等			

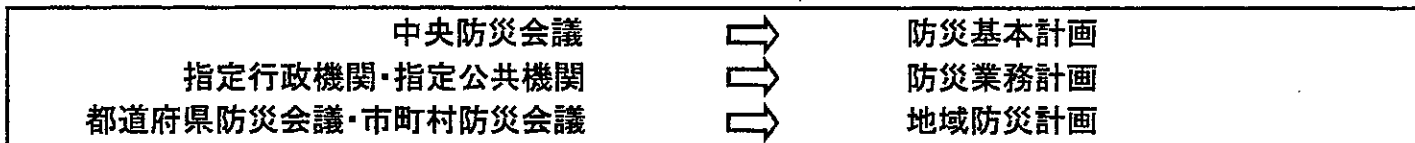
【防災に関する組織】・・・総合的防災行政の整備

	【平時】	【災害時】
【国】	中央防災会議	非常災害対策本部 緊急災害対策本部
【地方】	都道府県防災会議 市町村防災会議	災害対策本部

非常災害対策本部長
 自然災害 …… 防災担当大臣
 事故災害 …… 担当省庁大臣

緊急災害対策本部長 …… 内閣総理大臣

【防災計画】・・・計画的防災行政の整備



【災害予防】・・・災害の発生を未然に防止

防災組織の整備義務	:	災害予防責任者による防災に関する組織の整備義務
防災訓練の実施義務	:	防災訓練の実施、従業員の訓練参加義務
物資・資財の備蓄義務	:	災害時に必要な物資・資材の備蓄、点検、整備等

【災害応急対策】・・・災害の発生の防御、災害の拡大の防止

出動命令	:	消防、水防団への出動命令、警察等への出動要請等(市町村長)
被害状況の報告	:	市町村 ⇨ 都道府県へ 都道府県 ⇨ 内閣総理大臣へ
避難の指示	:	立ち退きの勧告・指示(原則市町村長)
警戒区域の設定	:	警戒区域の立ち入りを制限、禁止、退去等(原則市町村長)
応急公用負担	:	工作物の使用、物件の使用・収用等(原則市町村長)
従事命令	:	医療、土木建築工事、輸送関係者への従事命令等(都道府県知事)
交通規制	:	通行の制限、禁止等(都道府県公安委員会、警察官等)

【災害復旧・財政金融措置】・・・災害復旧に係る財政等の特例措置

国の負担金又は補助金の早期交付
激甚災害に対処するための財政援助 等

【災害緊急事態】・・・異常かつ激甚な災害の場合

内閣総理大臣	:	災害緊急事態布告	内閣	:	政令によって金銭債務支払等の延期措置
---------------	---	----------	-----------	---	--------------------

5. 地方厚生局について

厚生労働省防災業務計画（抜粋）

第2編 災害応急対策

第1章 総則

第3節 被災地への職員の派遣及び厚生労働省現地対策本部の設置

第4 地方厚生局における災害発生時の対応について

1 情報収集及び状況把握

- (1) 地方厚生局総務課が中心となり、本省関係各部局からの指示を受け、地方公共団体、関係機関等を通じて情報収集する。
- (2) 地方厚生局総務課は、本省関係各部局より職員派遣依頼の連絡があった場合には、都道府県防災担当課へ職員を派遣し、当該職員を「現地連絡担当者」として情報収集の窓口とする。
- (3) 現地連絡担当者は、地方厚生局及び本省と都道府県防災担当課との連絡調整に当たる。
- (4) 現地連絡担当者は、被災都道府県・市町村からの情報に限らず、地元マスコミ等により得た情報を収集し、当該情報を地方厚生局及び本省に報告する。
- (5) 非常災害が発生した場合には、発災直後、本省より担当職員が被災地に赴くことになっているが、地方厚生局より派遣された現地連絡担当者は、本省担当職員が到着した場合、それまでに収集した情報を引き継ぐとともに、以後、互いに協力し、情報収集に努める。
- (6) 現地連絡担当者が行う主な情報収集項目
 - a 被災市町村の被害状況
 - b 厚生労働省の所掌に係る医療施設、社会福祉施設、水道施設及びこれらの業務の被害状況
 - c 日本赤十字社の行う救援活動の状況及び同社から収集した現地の状況
 - d その他、情報収集により得た重要な情報
- (7) 地方厚生局が情報収集及び状況把握を行うにあたっては、独立行政法人国立病院機構との情報の共有及び密接な連携を図るものとする。

6 , 災 害 弔 慰 金 ・ 災 害 障 害 見 舞 金 及 び 災 害 援 護 資 金 の 概 要

○「災害弔慰金の支給等に関する法律」（昭和48年9月18日法律第82号）

災害弔慰金の支給

- (1) 実施主体 市町村（特別区を含む）
- (2) 対象災害 自然災害 ・ 1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害
・ 都道府県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害
・ 都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害
・ 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害
- (3) 受給遺族 配偶者、子、父母、孫、祖父母
- (4) 支給額 ア. 生計維持者が死亡した場合 500万円
イ. その他の者が死亡した場合 250万円
- (5) 費用負担 国 1/2 都道府県 1/4 市町村 1/4

災害障害見舞金の支給

- (1) 実施主体 1に同じ
- (2) 対象災害 1に同じ
- (3) 受給者 (2)により重度の障害（両眼失明、要常時介護、両上肢ひじ関節以上切断等）を受けた者
- (4) 支給額 ア. 生計維持者 250万円
イ. その他の者 125万円
- (5) 費用負担 1に同じ

災害援護資金の貸付

- (1) 実施主体 市町村
- (2) 対象災害 都道府県内で災害救助法が適用された市町村が1以上ある自然災害
- (3) 受給者 (2)により負傷又は住居、家財に被害を受けた者
- (4) 貸付限度額 350万円

①世帯主の1か月以上の負傷	150万円	┌───┐ └───┘	250万円	┌──────────┐ └──────────┘	270万円 (350)	└──────────┘	350万円
②家財の1/3以上の損害	150万円						
③住居の半壊	170万円(250)						
④住居の全壊	250万円(350)						
⑤住居の全体が滅失若しくは流失	350万円						

(注) 被災した住居を建て直す際にその住居の残存部分を取り壊さざるをえない場合等特別の事情がある場合は()内の額

(5) 所得制限

世帯人員	市町村民税における前年の総所得金額
1 人	220万円
2 人	430万円
3 人	620万円
4 人	730万円
5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額
ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1,270万円とする。	

- (6) 利率 年3% (据置期間中は無利子)
- (7) 据置期間 3年 (特別の場合5年)
- (8) 償還期間 10年 (据置期間を含む)
- (9) 償還方法 年賦又は半年賦
- (10) 貸付原資負担 国 2/3 都道府県・指定都市 1/3

災害援護資金の貸付及び償還事務の流れ

